

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会事務局規程

昭和61年6月23日

規程 第 7 号

第1条 この規程は、定款第21条第3項の規定に基づき、事務局に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 事務局に事務局長、専門員その他必要な職員を置く。

2 必要があるときは、前項の職員の他臨時又は嘱託等を置くことができる。

第2条の2 事務局の職員の職は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 主幹
- (4) 主査
- (5) 主任
- (6) 主事
- (7) 主事補

第2条の3 前条に定める職員の職のほか、三芳町ふれあいセンター事業の運営を受託するため、次の職を置く。

- (1) 管理者
- (2) 副管理者
- (3) 用務員

第2条の4 前2条に定める職員の職のほか、老人デイサービスセンター「けやきの家」の設置経営をするため、次の職を置く。

- (1) 所長
- (2) 看護師
- (3) 生活相談員
- (4) 介護員

第2条の5 前3条に定める職員の職のほか、居宅介護支援事業所の設置経営をするため、次の職を置く。

- (1) 管理者
- (2) 介護支援専門員（ケアマネジャー）

第3条 事務局長（以下「局長」という。）は、会長の命を受け、事務を総括、事務局職員を指揮監督して事務を管掌する。

2 その他の職員は、上司の命を受け、当該業務に従事する。

第4条 事務局の事務を分掌して処理させるため、次の係を置く。

(1) 庶務係

(2) 事業係

第5条 各係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

(庶務係)

(1) 文書事務、その他庶務に関する事項

(2) 会計に関する事項

(3) 理事会、評議員会の運営に関する事項

(4) 年度事業計画並びに予算、決算に関する事項

(5) 定款及び諸規程の改廃に関する事項

(6) 職員の勤怠管理及び給与に関する事項

(7) 職員退職手当及び互助共済に関する事項

(8) 寄付金の受入に関する事項

(9) 機関紙の編集及び発行に関する事項

(10) その他、一般事務に関する事項

(事業係)

(1) 地域福祉活動の促進に関する事項

(2) 会員募集に関する事項

(3) 共同募金会三芳町支会としての募金運動に関する事項

(4) 地域福祉活動計画に関する事項

(5) 福祉まつり、その他のイベントに関する事項

(6) 在宅福祉活動に関する事項

(7) みよし友愛サービス事業に関する事項

(8) ボランティア活動の推進に関する事項

(9) 災害ボランティアセンターの運営に関する事項

(10) 福祉教育等福祉の啓発に関する事項

(11) 福祉資金の貸付事業に関する事項

(12) 生活福祉資金の貸付運営に関する事項

(13) 福祉・生活相談に関する事項

(14) 福祉サービス利用援助事業に関する事項

(15) 生活困窮者自立相談支援事業に関する事項

(16) その他、事業の推進に関する事項

2 前項に掲げるものの他、法人の運営、事業の継続、関連諸機関及び団体との連絡調整に係る事項については、係の所属先を問わず担当者を定める。

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

この規程は、昭和61年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日一部改正し、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月26日から施行する。